



静岡労働局発表
平成30年9月3日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 稲川 忠久
賃金指導官 町田 真
(電話) 054-254-6315

平成30年度「静岡県最低賃金」の改正を決定
～10月3日から時間額858円に～

1 静岡労働局長（高森 洋志）は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金である「静岡県最低賃金」を、静岡地方最低賃金審議会の答申どおり改正決定し、平成30年9月3日付け官報に公示しました。

平成30年度の静岡県最低賃金の改正決定状況は次のとおりです。

改正額 (時間額)	改正前金額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生日
858円	832円	26円	3.13%	平成30年10月3日

2 改正された静岡県最低賃金の発効日（効力発生日）は、本年10月3日（水）であり、同日以後、静岡県内で事業を営む又は静岡県内の事業場に労働者を派遣する使用者は、使用する労働者に対し、時間額858円以上の賃金を支払わなければなりません。

なお、静岡県最低賃金の改正の推移は、別添の「静岡県最低賃金（地域別最低賃金）改正の推移」のとおりです。

3 厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、生産性向上に向けた次の助成金により中小企業・小規模事業者の支援を行っています。

①「業務改善助成金」

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成するもの。

②「人材確保等支援助成金」

人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性向上、離職率の低下に取り組む事業主に対して助成する「人事評価改善等助成コース」と、設備等への投資を通じて、生産性向上と雇用管理改善を図る事業主を支援する「設備改善等支援コース」がある。

③「キャリアアップ助成金」

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等のいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するもの。

お問い合わせ先

- ①業務改善助成金 静岡労働局雇用環境・均等室（電話 054-254-6320）
静岡県働き方改革推進支援センター（電話：0800-200-5451）
- ②人材確保等支援助成金 } 静岡労働局職業安定部職業対策課（電話 054-271-9970）
- ③キャリアアップ助成金 }